



公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、長野県知事から、令和5年3月9日付けで包括外部監査人弓場法氏から提出のあった令和4年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

令和6年1月9日

長野県監査委員 増田隆志
同 青木孝子
同 柄澤千恵子
同 山岸喜昭

1 監査の対象となった事件名

「次代へつなぐ信州農業」に係る財務事務の執行 ～信州農業の付加価値の向上を目指して～

2 措置の内容等

項目	区分	記載ページ	監査の結果等（要旨）	措置等の内容
【収益性・生産性指標】 収益性・生産性指標について	意見	58	<p>施策の達成目標や効果測定を考える場合には、民間経営体と行政機関等が一体となって、「農業所得」や、それを構成する「農業生産高」「原価（経営費）」を考慮した目標設定にする必要があると考える。その際に KGI・KPI 分析と EBPM の手法を使って構築していくことについて検討が必要である。</p> <p>たとえば、「農家の所得」増加を KGI（成果目標）とし、「農業所得」の算式を構成する「生産高」や「原価」は KPI として設定することが考えられる。これには「デシジョンツリー」という考え方が有効である。これは、取りうる選択枝や起こりうるシナリオ全てを樹形図（ツリー図）の形で洗い出し、それぞれの選択枝の期待値を論理的に比較選択し、意思決定する経営管理ツールである。この考え方を使得、最終ゴールである KGI に向けて KPI 設定を行うと、KPI 要素の因果関係が見える化され、EBPM の実現に効果的である。</p> <p>なお、現在の計数集計関係のシステムは、コード体系や設定・運用上の課題があり、情報システム内に EBPM のためのデータベースが構築できない状況にあるため、県の情報システム見直しの際に県農政部として改善を要求していくことも考えられる。また、BI（ビジネス・インテリジェンス）ツールを用いて予算編成過程、予算進捗やエビデンス確認等を県民に分かりやすく提供することも今後の課題である。</p>	<p>施策立案にあたっては、統計データを十分に考慮するとともに、各事業の成果目標（KPI）と最終目標（KGI）との因果関係が明確となるような目標設定の手法を検討してまいります。</p>
【補助金に係る消費税等の返還】 補助事業者が消費税課税事業者であるかの確認について	意見	70	<p>補助事業者が免税事業者であるかを確認する際、「損益計算書及び売上高を確認できる資料」との記載がある例があったが、誤解を受けやすい。確認すべきは、基準期間または特定期間の課税売上高等であるため、今後改善について検討が必要である。</p>	<p>令和5年7月13日付け5農整第490号にて長野県土地改良事業等補助金交付要綱を改正し、補助事業者が誤解を受けることが無いよう、資料例の記載を変更しました。</p>
【農業分野における排出量取引】 排出量取引への取組準備について	意見	72	<p>東京証券取引所においては、2022年9月から2023年1月まで、カーボン・クレジット市場実証事業が行われている。</p> <p>当該市場で取引の対象とされているのは J-クレジット制度である。J-クレジット制度は、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO2等の排出削減量や、適切な森林管理による CO2等の吸収量を「クレ</p>	<p>本県の気象や地理的条件を踏まえて、県農業関係試験場が進めている研究の成果や、J-クレジット制度の長所・短所を見極めた上で、今後、県内の農業者にとって有益な制度か否かを慎重に検討してまいります。</p>

			<p>ジット」として国が認証する制度である。 農業分野でのJ-クレジットの認証はまだ少ないが、「バイオ炭の農地施用」については、新たに方法論が確立し、売買できるようになった。これには、農業試験場で研究している籾殻くん炭も含まれる。 今後は、県においても、研究成果を生かし、新たな方法論の確立や、農家等がJ-クレジットを創出し、温暖化防止に貢献するとともに所得も得ることができるよう、準備を進めていく必要がある。</p>	
<p>【農業土木職員の年齢構成】 農地整備課の農業土木職員の年齢構成について</p>	<p>意見</p>	<p>73</p>	<p>農地整備課には、県内各所の地域振興局を含めて153名(令和4年度)の農業土木職員が所属している。そのうち、50歳台が95名で、62.1%を占める。 近い将来、現在50歳台の職員が退職を迎えると、農業土木職員の数は著しく減少し、業務に支障をきたす可能性がある。 農業土木職員は技術職員であり、他の行政職員の異動等により職員数を調整することは極めて難しいものであると思われる。 県は、若手農業土木職員の仕事の様子やインタビューの動画サイトへのアップロード、教育課程に農業土木がある全国36の大学に対するアプローチ(PRメールの送付やOB・OGを通じたコミュニケーション)、職員採用試験の見直し等を通じて農業土木職のPR及び採用強化を図っている。長期的な視点で、将来の県の農業土木職を担う人材の採用及び育成を図っていくため、今後も引き続きより一層の業務のPR及び採用活動に取り組む必要がある。</p>	<p>令和5年度は、採用方法の変更に加え、県機関でのインターンシップの実施、就職セミナーにおける農業土木職の魅力のPRを行いました。今後も引き続き、あらゆる機会をとらえて、業務のPR及び採用活動に取り組んでまいります。</p>
<p>【新規就農者支援事業】 長野県里親農業者登録会議の出席者について</p>	<p>意見</p>	<p>78</p>	<p>農業大学校研修においては、新規就農里親研修がカリキュラムとして定められており、就農希望者は、「新規就農里親支援事業実施要綱」及び「新規就農里親農業者登録事業実施要領」に定める里親農業者の就農支援活動を受けることができる。里親農業者は、本実施要領に基づき登録された個人・法人であり、登録にあたっては、学識経験者、里親農業者の代表者、市町村等農業研修機関の代表者、農業団体の代表者、公益社団法人長野県農業担い手育成基金(長野県青年農業者等育成センター)、農業者組織の代表者、県農政部の7者の委員で構成される長野県里親農業者登録会議(以下「登録会議」という。)で意見を募ることとしている。 令和3年度の登録会議の委員名簿によれば、上記の7者のうち、農業者組織の代表者が登録会議の委員として選任されていなかった。県の担当者によれば、委員名簿上確かに農業者組織の代表者は不在であるが、里親農業者の代表が「長野県農業経営者協会」の会長(農業者組織の代表者)でもあることから、それぞれの立場からの意見を十分に徴することができていると判断し、県による登録合否の決定に支障はないと考えているとのことであった。 しかしながら、単一の委員が複数の立場(区分)を兼ねることについての可否や基準については、実施要綱または実施要領等に定められておらず、主観的な判断によって許容されているに過ぎない。実施要綱または実施要領等において、その可否や基準について客観的な根拠を定めておくことが望ましい。</p>	<p>令和5年度における長野県里親農業者登録会議の開催にあたっては、意見を募る委員の選任に疑義が生じないよう、単一の委員が複数の立場を兼ねることの可否や基準について明確にするため、実施要領の改正を検討してまいります。</p>

<p>【新規就農者支援事業】 農業人材力強化総合支援における資金の交付対象者と成果目標の齟齬について</p>	意見	78	<p>県は、本事業の成果目標の一つとして、「新規就農者数(45歳未満)」を設定し、毎年度終了後、成果目標に対する実績をモニタリングすることにより、事業の成果を測定している。一方で、就農準備資金及び就農直後の経営確立に資する経営開始資金の交付について国が定めた「新規就農者育成総合対策実施要綱」及びその別記資料によれば、資金交付の対象者は、就農予定時の年齢が原則50歳未満とされており、県も同要綱にしたがい事業を執行している。</p> <p>この点、45歳から49歳までの新規就農者については、資金交付の対象になっているにも関わらず、県が成果目標としている「新規就農者数(45歳未満)」に数えられず、事業の成果が成果目標に適切に反映されない状態になっていると考えられる。当該成果目標については、事業の成果を適切に反映できる指標に修正することが望ましい。</p>	<p>事業の成果が成果目標に対し適正に反映されるよう、第4期長野県食と農業農村振興計画では、新規就農者数の達成指標の年齢を49歳以下に設定しました。</p>
<p>【新規就農者支援事業】 成果目標「新規就農者数(45歳未満)」の達成に向けた取組について</p>	意見	79	<p>県が令和4年度の目標としている「新規就農者数(45歳未満)」の数値は250人である。一方、これまでの実績をみると、平成30年度は216人の新規就農者があったものの、ここ3年は190人、173人、181人と、目標と比較して低い水準にとどまっている。</p> <p>平成30年度からの減少要因としては、「独立自営の参入者」の数が横ばいであることにに対し、「親元就農の後継者」の数が減少傾向にあることがあげられる。</p> <p>「独立自営の参入者」と「親元就農の後継者」は、それぞれ就農に対する目的や動機が異なるものと考えられることから、成果目標値の達成に向け、また、令和5年度以降に目標とする新たな成果目標値も念頭に、独立自営の参入者の数が増える余地があるのか、または、親元就農の後継者の数が増える余地があるのか分析を行ったうえで、伸び代の大きいターゲット層に訴求するアプローチを集中的に行っていくことが望まれる。</p>	<p>新規就農者の確保にあたっては、様々な分析を行った上で、どのターゲット層にアプローチをすることが効果的か、引き続き検討し対応してまいります。</p>
<p>【農業リーダー育成事業】 農業リーダー認定数の目標値の設定について</p>	意見	81	<p>本事業における各農業リーダー(農業士、農業経営士、農村生活マイスター)の認定数の令和4年度の目標値は50人である。しかしながら、平成30年度以降、農業リーダーの認定者数は減少傾向にあり、令和4年度の目標達成も極めて難しい状況であると思われる。</p> <p>県の方針である「次代の農業を担うリーダーを育成」という観点について異論はないが、いずれの称号制度も、創設から30年以上が経過して既に多くの農業者がこれらの称号を得ており、また、全体的な農業者数や就農者数の減少により、今後の認定数の大幅な増加は見込めないと考えられることから、農業リーダーの認定者数が、本事業の「次代の農業を担うリーダーを育成」という趣旨に合致する目標として適切かどうか検討していく必要がある。</p>	<p>各農業リーダーから農業委員やJA理事などの要職者が数多く生まれていることから、本認定事業を通じたリーダー育成は成果が上がっていると考えられるため、引き続き分析を行いながら、事業推進を図ってまいります。</p>
<p>【NAGANO 女子 ステップアップ支援】 「若手女性農業者」の定義について</p>	意見	83	<p>本事業の補助金は、補助事業者たる再生協議会が、若手女性農業者が経営発展に向けて自ら実施または出展するマルシェ活動等を支援するために行う事業に要する経費を対象としている。補助金交付要領では、助成金の交付対象者である「若手女性農業者」について次のように定めている。</p>	<p>対象となる「女性農業者」についてより明確に示せるよう、交付要綱及び交付要領の見直しについて検討してまいります。</p>

			<p>(1) 年齢45歳以下で結成された、2名以上の県内在住女性農業者グループ (2) グループの全体人数のうち、3分の2以上が年齢45歳以下で結成された、3名以上の県内在住女性農業者グループ しかしながら、上記の定めのうち、「女性農業者」の属性は明らかでない。今後、要綱、要領等で「女性農業者」がいかなる属性なのか明確にしておくことが望ましい。</p>	
<p>【農業トップランナー応援】 事業の達成度合いを測定する指標の設定について</p>	<p>意見</p>	<p>88</p>	<p>外国人人材確保支援に関して、技能実習生から特定技能外国人への転換拡大に向け、県は支援センター及び特定技能外国人の登録支援機関であるJA長野開発機構の職員の人件費等に対して補助を行っている。しかしながら、本事業の目的を表す成果指標としては中核的経営体数を掲げているのみであり、主眼である県内外国人労働者を確保・増加させるといった観点に基づいた目標や指標などは現状設定されていない。 本事業は、特定の団体（支援センター（補助事業者）及びその委託先であるJA長野開発機構）の運営経費に対して定額補助を支給するものであるため、PDCAサイクルが有効に実施できるよう、定量的な数値による成果指標が設定され、その動機づけされた指標に向け補助事業者が事業を遂行し、事後的に活動実績並びに成果を適切に測定できる体制を整えることが望まれる。</p>	<p>事業計画の策定時に事業の目標及び具体的な取組内容等を明示し、それに基づいて補助事業者が遂行した事業の活動実績を適切に評価する体制の構築を検討してまいります。</p>
<p>【強い農業・担い手づくり総合支援（経営体育成支援事業）】 事業実施主体の提出書類の記載ミスへの対応について</p>	<p>意見</p>	<p>90</p>	<p>強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（以下、要綱という）によると、地域担い手育成支援タイプ（条件不利地域型）の要件の一つに“対象地域において農家一戸当たりの平均農地面積が概ね0.5ha未満であり、かつ、農地面積が0.5ha未満の農家が概ね5割以上占める地域であること”が規定されている。事業実施主体は支援計画書を県へ提出することにより、その要件が充足されることを含めて記載される手続となっている。 監査人が抽出したサンプル（事業実施：千曲市）を確認したところ、支援計画書における上記“概ね5割以上とする”要件に係る記載事項に、“0.58%”と記載されていた。本来58%と計算され要件を満たすことから、実質的な判断に影響を与えるものではないが、形式的な記載ミスが是正されぬまま採択されていたものと見受けられる。 事業実施主体から提出された要件充足に関する申請書類の審査・確認をより精緻に不備なく実施できる体制が望まれる。</p>	<p>後継事業（農地利用効率化等支援交付金）においては、支援計画書及び添付書類のうち、要件等に係る重要な部分については関東農政局とも共有し複数機関でチェックを行う体制としました。</p>
<p>【強い農業・担い手づくり総合支援（経営体育成支援事業）】 助成対象となる事業費の確認について</p>	<p>意見</p>	<p>90</p>	<p>要綱によると、助成対象となる事業内容の要件として、事業費が整備内容ごとに50万円以上であることであり、地域の実情等に即した適正な現地実行価格により算定されていることが求められている。監査人が抽出したサンプル事業（事業実施：千曲市）においては、17件の施設（設備）等を導入していたが、うち5件が上記要件の下限金額である1件当たり50万円とされていた。 要綱において一単位の金額下限が設定されているため、同業者から調達する場合等にあつては、本来助成対象とならない金額の物品についても、金額の調整により助成対象に該当せしめることも可能となる等の不正のり</p>	<p>事業の要件等について周知を徹底するため、市町村担当者向け説明会や市町村、県地域振興局担当者との個別案件ごとのオンライン検討会を新たに開催することにより、審査の精度を向上させてまいります。</p>

			<p>スクが存在していると考えられる。</p> <p>同サンプル事業においては、形式的な問題はないものの、不正な申請に対応するためにリスクを念頭に置いた慎重な審査が望まれる。</p>	
<p>【農地中間管理機構事業補助金】</p> <p>複数の農地集積率の計算方法の併存について</p>	意見	95	<p>効率的な農業経営を進めていくためには、担い手への農地の集積・集約化を進める必要があるが、国は、平成25年12月に公表した「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、今後10年間で“担い手”への農地の集積率を8割へ向上させる目標を定めている。</p> <p>ここで、国が定める“担い手への集積率”とは「担い手及びその農地利用の実態に関する調査」に基づき算定され、そこでの“担い手”とは、認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者、集落営農経営（共同経営型のみ）を指す。</p> <p>一方、県においては、農地中間管理事業の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）により、担い手（認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営を営む者）が利用する農用地の面積の目標を掲げるとともに、耕地面積に対するその割合、すなわち“担い手”への農地集積率を第3期食農計画基準年である平成27年度における39%から令和5年度では68%まで向上させることを計画している。</p> <p>ここで、県が定める基本方針における“担い手への集積率”とは「担い手及びその農地利用の実態に関する調査」に加え「集落営農実態調査」に基づき数値が補正され、そこでの“担い手”とは、認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者、集落営農経営（共同経営型、作業受託組織及び機械利用組合等を含む）を指すこととしている。すなわち、国の定義に比して広い概念とされているため県の数値は大きく算定される。</p> <p>上述のとおり、事業の成果目標指標である担い手への農地集積率としては、国が掲げる目標を基礎とした数値と県独自の数値の2種類が併存している状況にあるため、県独自の農地集積率を開示する際には、判断を誤導することのないように算定方法を明示するなどの配慮が必要と考える。</p>	<p>県として従来から県独自の算出方法による集積率を用いていますが、今後国の指標を用いる場合は、ご指摘の通り誤導を避けるため「国の指標」であることと「対象の説明」を明記することといたします。</p>
<p>【農地中間管理機構事業補助金】</p> <p>県及び中間管理機構のさらなる各地域との連携について</p>	意見	97	<p>県、県農業会議、JA 県中央会、県土地改良事業団体連合会、農業開発公社（中間管理機構）の5団体が連携して「農地中間管理事業の推進に向けた関係機関の連携に係る活動方針」が策定されたことは意義があると考えられる。</p> <p>一方、県及び中間管理機構のみでは人員が少なく、集積に向けた貸手と借手のマッチングなどの具体的な業務を行うことは困難な状況下であり、地域の話合いに基づく「人・農地プラン」の実質化の取組に即した対応が求められる。</p> <p>具体的な業務は、地域的に細分化された市町村、農協、農業再生協議会など、地域との連携を図る必要があるため、県においても当該各主体と業務委託契約を締結している。</p> <p>担い手への農地集積及び集積率の県単位での成果指標（令和3年度は51%）を達成できるか否かは、地元の取組の成否に依存している。このことは、地域間・市町村間の集積</p>	<p>地域単位で指標を細分化すること等いただいたご意見について、農業開発公社（中間管理機構）と検討してまいります。また、農地情報のデータベース化については、農業開発公社（中間管理機構）に検討を促します。</p>

			<p>率等の実績に格差が拡大している要因の一つに位置づけられるものとする。</p> <p>改正農業経営基盤強化促進法は、地域農業の在り方を落とし込む従来の「人・農地プラン」を、「地域計画」として法定化し、農地中間管理機構（農地バンク）と連動させ、地域の農地利用を効率的・総合的に進めていくことが狙いである。その中で県及び中間管理機構は、業務推進を担う役割として、市町村ごとの地域単位で指標を細分化し、集積率向上の余地がある地域へ重点的に働きかけることも有用であるとする。</p> <p>また、現場の情報を吸収して活用できる体制を整えていくなど、たとえば地域ごとの農地情報をデータベース化してこれを有効に利用することが、市町村等の地域を超えた有用な情報のやりとりや農地の集積に対する取組状況の違いを把握することに向けて有効とする。</p>	
<p>【機構集積協力金】 協力金の効果的な活用について</p>	<p>意見</p>	<p>98</p>	<p>本事業の令和3年度の決算額は、当初予算を大幅に下回り余剰が生じている。機構集積協力金についても、上記「9 農地中間管理機構事業補助金」と同様の趣旨にて地域や市町村、都道府県などの取組に依存する中で、地域格差が生じているなど計画どおりの執行ができていない状況にある。</p> <p>協力金は農地を貸すための動機付けとして効果的なものであるとされるアンケート調査結果等もあり、細分化された地域計画での活用が望まれる。</p>	<p>市町村等に対し地域計画の策定にあたり、地域の事情に合う適切な規模の地域設定と、機構集積協力金の効果的な活用を促してまいります。</p>
<p>【地域営農基盤強化 総合対策事業】 補助事業者の活動予算の形骸化について</p>	<p>意見</p>	<p>101</p>	<p>長野県農業会議による農地有効利用支援事業に関して、活動予算が見込まれていない活動が実施されたうえで、事業実績報告書において補助対象経費として記載され補助金が支給されている。他方で、補助対象となる活動として予算に含まれていた活動項目が実施されず、他の活動へ流用されていた事項が検出された。</p> <p>その要因は補助事業者である長野県農業会議から提出される計画段階での交付申請書の緻密さ、正確性が低いものと推察され、活動予算の設定が形骸化しているためとも考えられる。</p> <p>補助金は公益上必要があるとして特定の目的の下で公金にて補助することが妥当と判断された活動を支援することが趣旨であり、その手続きである交付申請及び交付決定プロセスの意義は、活動が同目的に整合的であるかを判定することにあるとする。</p> <p>地域営農基盤強化総合対策事業補助金交付要綱等に照らすと、活動細目間の流用は直接的な逸脱には該当しないものとも考えられるが、特定団体（長野県農業会議）への運営資金の定額補助という側面を鑑みると、そのプロセスの形骸化は、補助対象とする活動が曖昧となるとともに、補助事業者の活動への統制が効かず、補助金の趣旨を没却するおそれがある。</p> <p>県としては、補助対象となる交付申請における活動内容とその予算の精緻なチェック、及び実績報告における活動内容との整合性を確認する必要がある。</p>	<p>計画段階から事業実施、実績報告に至るまで、補助対象者（長野県農業会議）との連携を密に図り、補助事業が適切に履行されるよう指導に努めてまいります。</p>

<p>【かんがい排水事業】 補助事業者からの状況報告の提出期日の管理体制について</p>	意見	105	<p>長野県土地改良事業等補助金交付要綱には、補助金を受けた事業者が補助事業の進捗に応じて、定められた期日までに状況報告を提出すべき旨が定められている。</p> <p>県内の2つの地域振興局で、当該書類の管理・保存状況を確認したところ、いずれの局においても、書類の報告期日についての情報が適切に管理されておらず、また、提出書類の様式においても報告日を記載する欄がないことから、補助事業者が要綱に従い定められた期日までに書類を提出しているか否かについて、事後的な検証が困難な状況となっていた。</p> <p>様式に報告日の記載欄を設ける、あるいは、管理上、報告日を明確にするなどして、当該書類が期日までに報告されていることが確認できる体制を整えることが望ましい。</p>	<p>令和5年7月13日付け5農整第490号にて長野県土地改良事業等補助金交付要綱を改正し、書類上で報告日を確認できるよう、報告様式に日付欄を追加しました。</p>
<p>【経営体育成基盤整備事業】 消費税の還付に係る仕入控除税額報告書の提出期限について</p>	結果 (指摘)	111	<p>長野県土地改良事業等補助金交付要綱(以下「要綱」という。)によると、補助金に係る消費税仕入控除税額については、補助金の受給と消費税等の控除が重複することを避けるため、補助金より減額又は返還することが求められている。</p> <p>要綱によれば、交付申請時点において消費税仕入控除金額が明らかでなかったとしても、実績報告書提出時点で確定していれば実績報告書を提出するとき、また、実績報告書を提出した後に消費税仕入控除税額が確定したときには、速やかに報告する義務が補助事業者に課せられており、同税額が確定しない場合等例外的なケースについてのみ翌年の6月15日までを報告期限としている。</p> <p>今回、サンプルとして検討した事案について、補助事業者の決算並びに消費税等の確定申告が令和4年中に完了しており、消費税仕入控除税額が確定していたが、補助事業者から県に消費税仕入控除税額報告書が提出されていなかった。要綱に照らしてみれば、当該確定後速やかに提出すべきであった。</p> <p>要綱の報告についての周知徹底を図るとともに、補助事業者の確定申告時期を把握しておく必要がある。</p>	<p>令和5年7月13日付け5農整第490号にて長野県土地改良事業等補助金交付要綱を改正し、実績報告書に確定申告予定時期の記載欄を設けるなど、消費税仕入控除税額確定後に速やかに県に報告がされるよう、様式の整備を行いました。</p>
<p>【農業経営カイゼン導入促進事業】 委託契約の相手先の権限の確認について</p>	意見	115	<p>県は、農業カイゼン指導業務について委託契約を締結している。当該契約に係る契約書の相手先の記名押印が、株式会社の事業部長によりなされていたことから県の担当者に確認したところ、契約締結の代理権の有無について確認していないとのことであった。</p> <p>今回のケースでは、実質的には県にリスクはないと思われるものの、契約の相手方に契約締結の権限があるのか、特に法人の場合は代理権の有無について確認が必要である。</p> <p>今後、契約締結の相手方、特に法人の使用人に契約締結の代理権が付与されているのかに留意する必要がある。</p>	<p>今後、委託契約締結の際は、相手方に契約締結の代理権が付与されているか確認の上で手続きを行います。</p>
<p>【農業大学校費】 目標設定について</p>	意見	117	<p>卒業生の進路を見ると、就農していても、公務員や農業指導員、農業関係企業に就職しており、農業大学校としての教育成果は十分出ていると考えられる。</p> <p>そうであれば、今後、目標としている就農率の見直しを検討することが望ましい。</p>	<p>毎年1月に実施している農業大学校アドバイザーボードにおける委員からの助言や、情勢を踏まえて必要に応じて目標設定の見直しを検討してまいります。</p>

<p>【農業大学校費】 定員の充足率について</p>	<p>意見</p>	<p>118</p>	<p>総合農学科は概ね募集人員に近い合格者となっているが、実科、研究科は、コロナ感染症拡大の影響があったとはいえ、募集人員に対する受験者数や合格者数は著しく少ない。 今後は、環境変化や受入体制に、より合致した募集人員についての検討が必要と考える。</p>	<p>今後、環境変化や受入体制を分析した上で、適切な募集人員について検討してまいります。</p>
<p>【農業大学校費】 研修部で使用する農業用機械について</p>	<p>意見</p>	<p>118</p>	<p>研修部では、農業機械利用技術向上研修やスマート農業先端機械操作研修等を行っている。 今後、農業分野の技術革新は急速に進展すると考えられるため、研修受講者にとって有用な研修となるよう、研修部はじめ農業大学校で保有する機械装置の更新や新規取得の必要性について、常に検討していく必要がある。</p>	<p>農業大学校におけるスマート農業機械装置について、計画的な更新、新規取得を進めていくとともに、メーカーと連携した最新機器の研修会等も開催してまいります。</p>
<p>【農業大学校費】 移住希望者への農ある暮らしの提案について</p>	<p>意見</p>	<p>118</p>	<p>移住や交流の推進を行っている県企画振興部の信州暮らし推進課と連携し、楽園信州ホームページにおいて、農ある暮らし入門研修などの周知を行い、移住希望者への情報発信に努めている。 研修部の施設での研修は、農ある暮らしにあこがれを持つ移住希望者にとって極めて魅力的であると思われるので、今後も関係部局等と連携し、移住希望者への周知・研修を充実させていく必要がある。</p>	<p>関係部局との連携に努め、今後も移住希望者への周知・研修内容について更なる充実を図ってまいります。</p>
<p>【水田農業競争力向上推進事業】 補助金申請時や交付決定時の消費税の取扱いについて</p>	<p>意見</p>	<p>123</p>	<p>令和3年度の水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金について、県は、株式会社、農業再生協議会、農業協同組合の各1件(計3件)について国に補助金の申請を行い、また、事業者には補助金の交付を行っている。 この申請及び交付決定にあたっては、いずれも消費税等が含まれておらず、補助事業者の自己負担となっている。 このうち、農業再生会議は、仮に免税事業者であれば消費税等を含めて補助金を交付する必要があった。また、農業協同組合については、消費税の課税事業者であり、なおかつ課税売上割合が95%未満であると考えられる。したがって、交付決定は、農業協同組合が消費税の申告を行い、課税売上割合が明らかとなっている場合は、控除できなかった消費税等を含めて行うべきであるし、交付決定時に消費税相当額が確定していない場合には、返還条件を付けて消費税相当額を含む金額で交付決定を行い、後日消費税の返還を受けるべきである。 今後、県農政部は、補助金交付決定時に消費税相当額を含めて交付するか否かについて、慎重に検討を行う必要がある。</p>	<p>消費税の取扱いについては、補助事業者に対して事前に説明し、補助事業者自らの判断に基づき申請されるものであり、今後も適切に対応してまいります。</p>
<p>【将来を担う種子生産者支援事業】 補助金交付時の消費税相当額の取扱いについて</p>	<p>意見</p>	<p>127</p>	<p>本事業に係る補助金交付先である一般社団法人長野県原種センターは、その決算書を見ると、消費税の課税事業者である。そこで、県農政部に対し、原種センターに対して消費税相当額を含めて補助金を交付したか、また、返還を受けたかについて質問したところ、「実績事業費のうち、税抜き事業費に補助率を乗じた額を上限に、予算の範囲内で補助しているため、消費税に係る補助はないことから返還はない。」旨回答を得た。 決算書によれば、原種センターは、特定収入割合が5%を超えると考えられるので、補助金に消費税相当額を加算して交付した場合には、その補助金に係る消費税相当額の返還</p>	<p>消費税の取扱いについては、補助事業者に対して事前に説明し、補助事業者自らの判断に基づき申請されるものであり、今後も適切に対応してまいります。</p>

			<p>義務はない。しかしながら、これは初めから消費税相当額を控除して補助金を交付するということと同じではない。</p> <p>また、一般社団法人長野県原種センターは、その決算書によれば、課税売上割合は95%以下になると考えられるから、確定申告を待たなければ補助金に対応する消費税等仕入れ控除税額は確定しない。この面からも、県は補助金を交付する際、消費税相当額を含めて交付すべきであった。</p> <p>上記の点を踏まえて、補助金交付時の消費税相当額の取扱いについては、今後は慎重に検討する必要がある。</p>	
【植物防疫事業】 植物防疫体制の検証 について	意見	130	<p>県農業の生産維持にとって植物防疫の果たす役割は重要である。一度重要病害虫がまん延するようなことになれば、農作物の生産量維持や価格安定にとって、甚大な影響を与える可能性がある。</p> <p>また、県では、農産物の輸出拡大を施策に掲げているが、その意味で生産性向上の面でも検疫制度の構築や運用が果たす役割は大きい。</p> <p>コロナウイルス感染拡大の経験を踏まえれば、県のこれまでの防疫体制で十分であるのかについては、今後も常に検証を行っていく必要がある。</p> <p>県については、特に次の点について検討が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病害虫防除所を中心とする植物防疫体制 病害虫防除所は、兼務の所長を含め4名である。これをJA等の病害虫防除員、農業試験場や県の農業技術課職員が支援する体制となっているものの、この体制で十分かは常に検証が必要である。 ○ 農薬登録拡大の推進 県では、中山間地での農業も多く、狭い耕地で多品種の農作物を栽培しているため対応する農薬の登録が少ない。今後も、県の多品種の農作物に対応する農薬の試験が必要である。 ○ 薬剤抵抗性への対応 過度に農薬に依存せず、生態系が有する機能を可能な限り活用し、自然の病害虫制御作用を促す方策の推進について、関係者の協力を得て取り組む必要がある。 	<p>病害虫防除所を中心とする植物防疫体制については、実情を踏まえながら、植物防疫を確実に推進できる体制づくりに努めてまいります。</p> <p>農薬登録拡大については、国の交付金も活用しながら、関係機関と連携して登録拡大を推進してまいります。</p> <p>薬剤抵抗性への対応については、関係者と協力してどのような取組が実施可能か検討してまいります。</p>
【植物防疫事業】 BCPとしての植物 防疫計画の策定につ いて	意見	132	<p>平成29年9月、諏訪郡原村の一部のほ場において、ブロッコリー等のアブラナ属植物等の地下部に寄生し、特にてんさい生産に大きな被害を与えるおそれがある重要病害虫であるテンサイシストセンチュウが国内で初めて確認された。</p> <p>県は、国の指示の下、発生ほ場のくん蒸材処理や発生防止対策、防除効果確認作業を行っている。残念ながら根絶には至っていないが、県や関係者の努力で、被害の拡大を防いだことは高く評価できる。</p> <p>重要病害虫発生時の計画や体制の整備は、言わば県農業全体のBCP(事業継続計画)といえる。今回の経験を生かして、被害の拡大防止、農家の事業継続、早期普及を可能とするために、関係者全体で計画や体制を整備し、人材養成や訓練に取り組む必要がある。</p>	<p>重要病害虫発生時に効果的かつ迅速な対応ができるよう、今回の経験や知識を県及び関係機関等も含め共有し、体制整備等に向けた検討を進めてまいります。</p>

<p>【国際水準 GAP 推進事業】 ASIAGAP 等の国際認証取得について</p>	<p>意見</p>	<p>134</p>	<p>国の食料・農業・農村基本計画では、「農業生産工程管理の推進 食品安全や環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理等に資する農業生産工程管理（GAP）について、令和12年までにほぼ全ての産地で国際水準 GAP が実施されるよう、現場での効果的な指導方法の確立や産地単位での導入を推進する。」と述べている。</p> <p>今後は、県農産物のブランド力の強化や輸出促進のために、JGAP のみならず、GLOBALG. A. P.、ASIAGAP の認証取得も、これまで以上に支援していく必要があると考える。</p>	<p>県では、JGAP、ASIAGAP、GLOBALG. A. P. を対象とした GAP 認証取得を支援しています。年々認証取得件数は増加し、特に GLOBALG. A. P. の取得件数も増えているため、今後も引き続き、認証取得を支援してまいります。</p>
<p>【農政試験研究関係事業（農業関係試験場）】 職場環境の点検について</p>	<p>意見</p>	<p>146</p>	<p>民間では、労働者の安全や心身の健康に配慮し、職場環境を快適に保つ義務がある（労働契約法第5条、労働安全衛生法第3条等）。農業試験場八重森庁舎のトイレは、男女共用ではないものの、仕切り板又は上部若しくは下部に間隙のある壁等により構成されており、プライバシーが確保されているとはいえない。</p> <p>近年、女性の職員も増加していることから、県の各事業所では、設備の設置や改修にあたって、トイレにおけるプライバシーの確保について配慮が必要である。</p> <p>今回、農業試験場でこのような事例があったということは、県農政部として、職場環境についての点検を十分に行っていない可能性があるため、対応が必要である。</p> <p>地方公務員の一般職については、労働契約法や労働安全衛生法が適用除外となっているが、だからこそ、県としては、職員の職場環境については配慮が必要である。なお、県農政部からは、令和5年度には、上記課題について解消予定と説明を受けている。</p>	<p>農業試験場八重森庁舎のトイレについては、プライバシーの確保について配慮を図るため、現在女性用トイレを完全に分離するための工事を行っており、令和6年3月までに完了する見込みです。</p> <p>今後も現地機関との連携を密に図り、現地機関における職場環境の把握に努めてまいります。</p>
<p>【農政試験研究関係事業（農業関係試験場）】 薬用作物への注力について</p>	<p>意見</p>	<p>147</p>	<p>野菜花き試験場佐久支場では薬用作物の研究を行っている。</p> <p>薬用作物とは、生薬の原料となる作物で、その一部又は全部が乾燥や簡単な加工を施され、漢方薬等に使用されるものをいう。</p> <p>農林水産省の「薬用作物（生薬）をめぐる事情 令和4年11月」によると、薬用作物の約9割は輸入に頼っている。</p> <p>漢方製剤等は医療現場におけるニーズが高まっており、今後とも増加が見込まれる。原料となる生薬は約8割を中国産が占めており、価格の上昇などにより中国産の確保が難しくなる中で、原料生薬の安定確保のため国産ニーズが高まっている。</p> <p>近年、耕作放棄地の再生利用や中山間地域の活性化に繋がる作物として期待されており、県農政部としても、今後も薬用作物の生産を支援していく必要があると考える。</p>	<p>野菜花き試験場佐久支場で得られた研究成果について、生産者へ情報提供していくとともに、現地における専門技術員によるサポートを行っていくことで、生産を支援してまいります。</p>
<p>【信州園芸産地生産力強化事業】 サンプル調査の方法について</p>	<p>意見</p>	<p>154</p>	<p>産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）都道府県事業実施方針は、その目的を、「国際競争力を持った攻めの農業を展開するため、本県の農業について、県の様々な計画等と整合させつつ、地域の営農戦略等に基づいて実施する産地としての高収益化に向けた取組を総合的に支援する。」としている。</p> <p>基本方針では、収益力アップの KPI を種々設定し、測定・報告・評価を実施することになっており、当該調査は、全ての受益農業者</p>	<p>県実施方針で定めている労働生産性の比較の考え方については、国作成の「産地生産基盤パワーアップ事業実務用 Q&A」に基づいて設定しており、現状においてその設定方法を変更することは困難であると考えます。</p>

			<p>または受益農業者数を母数として平方根で求めたサンプル以上を対象として、農業者の作業記録に基づく聞き取り、アンケート調査または作業日誌等の提出等により行うとされている。</p> <p>この場合、若干注意が必要だと考えたのは、単純に県の農業人口(102,706人)を母数と考え、この平方根で約320件のサンプルと考えることについてである。</p> <p>単純無作為抽出で、信頼係数95%(許容誤差5%)のアンケート調査を実施する場合に必要なサンプル数や、そもそも作業体系が異なる作物に従事する農家全体をひとつの母集団で捉えることについては検討が必要である。</p> <p>適切にサンプル数を設定しないと、現場の聞き取りを行っても代表値が求められない懸念があるため、サンプル母集団の捉え方には十分留意する必要がある。</p>	
<p>【信州園芸産地生産力強化事業】 信州農業生産力強化対策事業の実績報告について</p>	意見	155	<p>信州農業生産力強化対策事業の補助金を利用するためには、事業者による「実施計画書」の作成が必要である。</p> <p>「実施計画書」には、3年後までの品目別作付面積見込等を記載することとなっているが、これらは、信州農業生産力強化対策事業実施基準によりメニューによって異なる。計画書の記載時の目標設定内容は、関係者の協議後、最終的には現地機関の承認で決まる。これにより、補助金を利用することによって、農業生産性、収益がどのように向上するのかを明確にすることとなる。</p> <p>しかしながら、この計画に対する実績報告に関しては特に求められておらず、専ら現地機関のフォローに任せているとのことである。</p> <p>国費の補助金に関しては、収益性等の向上評価や実績報告が義務付けられているが、県費の補助金事業は、評価実績報告を義務付けるシステムになっていない。現地機関のみならず、県担当部門でもその評価方法を明確にし、実績報告を継続的に受け取る仕組みを作る必要がある。</p>	<p>実施計画書に記載した作付面積目標に対する評価報告書を提出するよう、実施要領を改正しました。</p>
<p>【信州園芸産地生産力強化事業】 信州農業生産力強化対策事業予算の内訳について</p>	意見	156	<p>信州農業生産力強化対策事業の令和3年度の当初予算は52百万円とされている。この予算については、園芸畜産課のみに配当されている予算のように見える。しかしながら、実際には園芸畜産課以外の農村振興課、農業技術課の(ハード面の)予算も含まれているとのことであった。</p> <p>県農政部の補助金は、「細目」及び「細々目」ごとに予算配当がされている。課内あるいは所別に予算配当額は把握しているが、予算書や支出負担行為データには、この分類を正確に反映したデータが確認できる形で登録されていない。</p> <p>予算集計と会計システムの連携及び部門・事業コード体系の整理と集計システムの構築に向けての検討が必要である。</p>	<p>予算集計と会計システムの連携及び部門・事業コード体系の整理と集計システムの構築については、システム改修等が行われる際にシステム所管部局へ検討を要望してまいります。</p>
<p>【信州果実で稼ぐ力強化事業】 施策評価の指標について</p>	意見	162	<p>本事業では、成果目標として、新品種である、りんご「シナノリップ」、ぶどう「クイーンルージュ®」、日本すもも「シナノパール」の栽培面積等を掲げて取り組んでいる。</p> <p>りんごの経営体数の減少は集約化の影響があるとしても、懸念されるのは、栽培面積が</p>	<p>高単収が見込めるりんごの高密度植栽について計画的に改植を実施していくとともに、凍害や風害など課題に対応した指導・支援を行いながら、導入推進を図ってまいります。また、ロス率の改善については、栽培技術指導や</p>

			<p>減少し、また、「新しい化（高密度わい化）」面積が伸び悩んでいることである。生産高確保の基本ベースとして、栽培面積を維持するため計画的に改植を実施する対策は必須である。</p> <p>もうひとつ、加えて述べたいのは、生産性についてである。その意味で憂慮すべき傾向が、「単位収穫量」の大幅減少である。この現象は、既存品種のりんごに留まらず、日本なし、もも等にも顕著に表れている。農家の収益力アップを実現するため、また、食糧自給対策も考慮すると、「生産性の向上」としての「単位収穫量」の向上を実現するための施策と評価に注力する必要がある。</p> <p>生産性を考えるとき、ロス率（＝出荷高／生産高）に関しても検討が必要と思われる。これは生産高に占める、収益（＝売上）に結びつかない金額である。ロス率は、りんごで約8%、ぶどうで5.6%、日本なしで5.8%、ももに至っては9.9%となっている。日本なしのロス率は、最大出荷高を誇る千葉県の1.1%と比較するとかなり高い。また、もものロス率は全国平均7.7%を上回っている。したがって、改善すべき余地がある可能性があり、今後検討が必要である。</p>	<p>ロス率の低い品種の導入について検討し、推進を図ってまいります。</p>
<p>【信州伝統野菜継承・産地育成事業】 伝統野菜の種子について</p>	<p>意見</p>	<p>171</p>	<p>伝統野菜の種子を保存する事業は、認定品種数、団体数とも一定の成果を上げている。一方で、種子法・種苗法の廃止・改正が話題となっており、一般的に流通している野菜市場の種子は、ほとんどが海外のF1品種で占められている。</p> <p>食糧自給率対策も考えると、伝統野菜種子については、伝承・保護政策のみならず、その生産・販売拡大を含めた対策へと拡充していくことが望ましい。</p>	<p>伝統野菜生産組織の課題解決のための専門的なアドバイザー派遣や、学校での伝統野菜の栽培・調理実習の支援事業による認知度向上によって、生産・販売拡大を図ってまいります。</p>
<p>【農場 HACCP 実践拡大支援事業】 成果指標について</p>	<p>意見</p>	<p>191</p>	<p>本事業は、「令和4年 長野県農業の概要」の「施策の達成指標」が記載されているが、「事業」別には成果目標の設定がない。HACCP と GAP を組合わせた「信州あんしん農産物〔牛肉〕生産農場認定制度」は、農業の JAS 規格として、安心だけでなく、差別化のための認証制度としても広がることが期待される。したがって、公表資料には成果目標を記載すべきと考える。</p> <p>また、成果目標に関しても、認証数の目標値に留まらず、その実績が、農業者にどのような効果をもたらしたかも併せて評価できる成果目標を設定することが望ましい。</p>	<p>当該制度の効果について、生産者視点と消費者視点でどのような効果を成果目標とできるか、検討してまいります。</p>
<p>【農場 HACCP 実践拡大支援事業】 畜産におけるアニマルウェルフェア等への貢献について</p>	<p>意見</p>	<p>192</p>	<p>国際獣疫事務局（OIE）のアニマルウェルフェアに関する勧告の序論では、「アニマルウェルフェアとは、動物が生活及び死亡する環境と関連する動物の身体的及び心理的状态をいう。」と定義されている。家畜のアニマルウェルフェアについては、適正な飼養管理を行うことで家畜の健康が維持され、結果として安全な畜産物の生産と生産性の向上につながるとされている。</p> <p>国レベルでは、公営社団法人畜産技術協会等が策定した「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」が、平成21年3月から順次公開されている。</p> <p>農林水産省では、「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」（平成29年11月15日付け29生</p>	<p>第4期長野県食と農業農村振興計画にアニマルウェルフェアを位置づけており、飼養衛生管理指導と一体的に推進してまいります。</p>

			<p>畜第794号)を発出しているが、国際獣疫事務局(OIE)の「陸生動物衛生規約」におけるアニマルウェルフェアに関する勧告の見直しなども踏まえ、令和2年3月に見直しを行っている。</p> <p>県においては、松本家畜保健衛生所が、平成19年2月に、国内の行政機関としていち早くアニマルウェルフェアの概念を取り入れた自然循環型畜産及び家畜の福祉に関する基準として、「家畜にも人にも優しい信州コンフォート畜産認定基準」を制定し、啓発に努めている。この基準は、アニマルウェルフェアだけでなく環境負荷の低減も目的としており、時代を先取りした取組であった。</p> <p>県の家畜保健衛生所が、今後も、県内のみならず、日本国内の畜産における理念の構築や啓発に主導的な役割を果たしていくことが望まれる。</p>	
【家畜衛生対策事業】 豚熱対策事業の情報開示について	意見	197	<p>豚熱対策事業について、連携事業先である独立行政法人農畜産業振興機構との連携概要について、内容が分かり難い面がある。</p> <p>このような外部団体との業務連携や資金造成関連に関して、「令和4年度 施策別予算・主要事業の概要」あるいは「令和4年 長野県農業の概要」の該当箇所に分かりやすく記載することが望ましい。</p>	<p>今後は、外部団体との業務連携の概要について、分かりやすい記載に努めてまいります。</p>
【家畜衛生対策事業】 職員の待遇について	意見	197	<p>家畜保健衛生所では、基本的に獣医師の資格を持つ職員の採用を行っている。県には獣医学部のある大学がない状況下で、他の都道府県と待遇を合わせるという意味で、令和2年度から初任給調整手当として採用1～5年目は月額50,000円、6年目以降は漸減して最長15年間支給することとして、現在の初任給は271,600円となっている。</p> <p>初任給調整手当の効果もあって、たとえば神奈川県は初任給272,000円と比しても、遜色はなくなっている面もある。</p> <p>ただし、隣県の岐阜県では、初任給調整手当が月額55,000円(最長20年間支給)、中央家畜保健衛生所に勤務した場合の令和3年度の初任給として295,608円という金額が記載されている。</p> <p>初任給手当の差や、支給期間、漸減支給等を考慮すると、近隣へ人材が流れてしまう可能性もある。今後、採用活動が一層困難になり、さらなる給与待遇の充実も必要になる可能性もある。そのような状況に備え、他自治体の状況については留意しておく必要がある。</p>	<p>獣医師職員の採用に当たっては、初任給調整手当の制度化により、給与面では周辺自治体との差異はなくなりました。</p> <p>今後も、長野県の魅力や、県産畜産物の特色をアピールしながら、引き続き他の都道府県の状況を注視しつつ、新規職員の募集活動を進めてまいります。</p>
【信州農業6次産業化推進事業】 信州6次産業化推進協議会の監事の人事選について	意見	210	<p>信州6次産業化推進協議会の人事において、県農政部長が会長に就任していることに対して、監事2名のうち、1名は長野県の外部者、もう1名は、県農政部農業政策課企画幹兼課長補佐が就任している。</p> <p>組織のチェック機能を強化し、内部牽制を有効化させるためには、監事は、県職員ではなく、外部者に就任していただくことが望ましい。</p>	<p>令和5年3月14日開催の総会において、外部者が監事に就任することが承認されました。</p> <p>今後も組織のチェック機能強化による有効な内部牽制を行ってまいります。</p>

監査委員事務局